

令和6年度史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園保存活用計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、「令和6年度史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園保存活用計画策定業務委託」の受託者を選定する公募型プロポーザルの実施に関して、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

令和6年度史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園保存活用計画策定業務委託

(2) 業務の内容

「令和6年度史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園保存活用計画策定業務委託一般仕様書」のとおり。ただし、仕様書は提案内容を受け、委託業者と協議の上変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）（3ヶ年事業の2年度）

(4) 事業費限度額

2,777,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。ただし、複数の団体の連合体での参加はできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 栗東市建設工事等指名競争入札参加者の格付け及び選定の基準（昭和63年訓令第1号）第2条に基づく申請業者で、建設コンサルタント「造園」に登録する者（令和5年度登録）であり、企画提案書等応募書類提出期限において、栗東市の建設工事等指名停止基準に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (3) 過去5年間（令和元年度～令和5年度）に史跡および名勝保存活用計画等にかかる計画策定業務（策定支援業務を含む）の実績を有していること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に栗東市の競争入札参加資格の再認定手続きを完了していること。
- (7) 談合等による損害賠償請求を栗東市から受けていない者であること。
- (8) 栗東市税を滞納していない者であること。

4. 選定スケジュール（予定）

①公告（募集開始）	令和6年4月8日（月）
②質問書受付期限	令和6年4月15日（月）
③質問書の回答	令和6年4月17日（水）
④参加表明書等の提出期限	令和6年4月22日（月）
⑤企画提案書等応募書類提出期限	令和6年5月2日（木）
⑥第1次審査（書類審査）	令和6年5月7日（火）
⑦第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和6年5月13日（月）
⑧審査結果通知、受託候補業者特定	令和6年5月15日（水）

5. 質問書の受付・回答

本実施要領及び仕様書に対する質問は、次により行うこと。なお、評価及び審査に関する質問については受け付けない。

(1) 質問書（様式5）により電子メールで提出すること。

電子メール件名「令和6年度史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園保存活用計画策定業務委託プロポーザルに関する質問（事業者名）」

送信先：電子メールアドレス spobun@city.ritto.lg.jp

※送信後、必ず電話（土、日、祝日を除く。）により到着確認をすること。

(2) 質問書受付期限

令和6年4月15日（月）17:00まで

(3) 質問書の回答

令和6年4月17日（水）までに、栗東市ホームページに質問と回答を公開します。

6. 参加表明書等の提出

プロポーザル参加表明書等は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年4月22日（月）17:00までとする。

(2) 提出場所及び方法

「10. 問い合わせ先」まで持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

(3) 提出書類

①公募型プロポーザル参加表明書（様式1）

②会社概要書（様式2）

直近2ヵ年の損益計算書の写し及び会社概要等のパンフレット等を添付すること。

③類似業務実績書（様式3）

過去5年間（令和元年度～令和5年度）の史跡および名勝庭園に関する計画策定業務（策定支援業務を含む）にかかる実績について記載すること。

④実施体制調書（様式4）

本事業に係る配置予定者の業務実績等について記載すること。

(4) 提出部数

上記を1冊のファイルに綴じ、2部を提出すること。(正本1部、副本1部)

7. 企画提案書等応募書類の提出

(1) 提出期限

令和6年5月2日(木) 17:00まで

(2) 提出場所及び方法

「10. 問い合わせ先」まで持参又は郵送(書留郵便に限る)にて提出すること。

(3) 提出書類

●特定テーマ提案書(任意様式)

本業務を進めるにあたり、以下のテーマについて記載すること。

①史跡・名勝の保存活用計画策定にあたり配慮すべき点

史跡・名勝の保存活用計画策定にあたり配慮すべき点を挙げ、それに対する提案をしてください。

②史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園の活用の可能性について

これまで受託した史跡・名勝保存活用計画策定の経験に基づき、史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園活用の考え方に活かせることを示してください。

(ア) 企画提案書の作成に当たっては、分かり易く、具体的に記載すること。

(イ) 企画提案書は、表紙等を除き各4ページ以内(A4サイズ縦長両面刷)とし、文字の大きさは10ポイント以上とすること。

(ウ) 別途費用が必要な内容については、企画提案書への記載を行わないこと。

●見積書及び見積内訳書(任意様式)

(ア) 提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳(任意様式)を明示し作成すること。

(イ) 契約額は、原則として見積額によるものとするが、特定した業者との協議による業務内容の変更、業務量の増減等に伴い、改めて見積書の提出を依頼する場合がある。

(4) 提出部数

特定テーマ提案書……………(正本1部、副本5部)計6部

見積書……………1部

(5) その他

企画提案書の提出は1社1案とする。

8. 選定及び決定方法の概要

本業務のプロポーザルに係る審査は、市が設置する「史跡旧和中散本舗・名勝大角氏庭園保存活用計画策定業務委託に係る受託候補業者選定委員会」が、「審査項目及び審査基準」に基づいて審査する。

なお、選定委員の氏名等については公表しない。

(1) 第1次審査（書類審査）

①実施日時

令和6年5月7日（火）までに実施する。

②その他

(ア) 応募者数が3者を超えた場合は、第1次審査を実施し、企画提案書等応募書類の内容を審査し、上位3者程度を選考する。なお、応募者が3者以下の場合でも、提案書類に不備等があった場合は、失格とする。

(イ) 選考結果は、応募者全員に電子メールにて通知する。なお、第1次審査が実施されなかった場合は、その旨を通知する。

(ウ) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

提案に対する説明を受けるため、第1次審査（書類審査）の原則合格者3者程度を対象とし、提案書の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり行う。

① 実施日時

令和6年5月13日（月）予定 ※参加者数等に応じて日時を変更する場合がある。

②実施場所

栗東市役所庁舎会議室を予定している。

③出席者

原則として、本業務に実際に従事する者が説明を行うこと。なお、3名までの入室を認める。

④その他

(ア) 第2次審査は1社30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）を予定している。実施時間については、後日連絡する。

(イ) 新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明すること。

(ウ) 説明に必要な機器として、パソコン、プロジェクター、スクリーンは市が用意する。その他の機器については提案者が持ち込むこと。また、パワーポイントについては、オフィス2021で起動するデータとし、USBで持参すること。

(エ) 審査点数が同点の場合、選定委員会の協議により選定する。

(オ) 総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、受託候補業者に選定しないことがある。

(カ) 審査結果は、二次審査を受けた提案者全員に通知する。

(キ) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9. その他留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①提案に参加する資格のない者が提案したとき。

②所定の日時及び場所に企画提案書等応募書類を提出していないとき。

③見積書の金額が事業費限度額を超える場合。

④2案以上の企画提案をした場合。

- ⑤提案に関して、談合などの不正行為、又は参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- ⑥提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- ⑦本実施要領に規定する参加資格を満たすことが確認されたが、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - (イ) 企画提案書等応募書類に虚偽の記載を発見したとき。

(2) その他

- ①提出された企画提案書等応募書類は、返却しない。
- ②プロポーザル応募に要した費用については、すべて提案者の負担とする。
- ③参加表明後に、辞退する場合は、「辞退届出書」(任意様式)を提出すること。
- ④提出書類は、本プロポーザルによる受託者選定以外の目的には使用しない。
- ⑤提案書の提出依頼に関する説明会は開催しない。
- ⑥提案書提出期限後における記載内容の変更(追加)は、原則として認めない。ただし、提案書に記載した予定技術者が病休、退職等の為、やむを得ず変更を行う場合は、変更が必要になった理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、同等以上の技術者であるという発注者の了解を得なければならない。
- ⑦提出された提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する事がある。
- ⑧ヒアリング事業者の選定において、提案事業者が3者に満たない場合でもヒアリング及び受託者の特定は行う。
- ⑨採択された企画提案書の著作権は、栗東市に帰属するものとし、本業務実施による成果品に関する権利は、すべて栗東市に帰属するものとする。

10. 問い合わせ先

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市役所教育部 スポーツ・文化振興課

電話番号 077-551-0131 (直通)

ファックス番号 077-551-0149

電子メールアドレス spobun@city.ritto.lg.jp

【審査項目及び審査基準】

審査項目	審査基準	配点
業務の実施方針や進め方	業務の趣旨を理解し、積極的に取り組む姿勢があるか。	10
業務実績に対する評価	史跡・名勝の保存活用計画策定に十分な業務実績はあるか。	20
業務実施体制・技術者の資格、地域精通度	多様な種類の文化財をもつ史跡・名勝保存活用計画策定に伴う測量業務を実施するのに適正な配置人員で、本市の指示に柔軟な対応は可能か。	20
的確性及び妥当性	文化財庭園の本質的価値を抽出し、保存活用を考えていく上での考え方が本業務に適応しているか。	20
	提案内容は現実的かつ実行可能なものとなっているか。	20
見積価格	次の価格審査計算式から算出する。 【価格審査計算式】 最低見積価格=X、見積提示価格=Y $(X/Y) \times 10 = \text{価格点}$ (小数点以下は、第1位を四捨五入する。)	10